

1. 制度の検討背景・経緯について
2. **託送料金制度改革の概要について**
3. 配電事業ライセンスの概要について

(1) 託送料金制度改革の概要

(現行の託送料金制度)

- 送配電事業者による申請がある場合に、国が厳格な審査を行い、必要な投資を認める一方で、効率化が可能な費用を削減し、認可する仕組み。
- この仕組みの下では、事業者が値上げを必要とする場合には厳格な審査が行われる一方、そうでなければ原則価格が維持されるため、費用増が発生した際の機動性や事業者自らの効率化インセンティブの面で課題がある。

(新たな託送料金制度)

- このため、送配電事業者に、必要な送配電投資を着実に実施させると同時に、コスト効率化を促す観点から、欧州の制度も参考に、
 - 国が、一定期間ごとに、収入上限（レベニューキャップ）を承認することにより、送配電事業の適切性や効率性を定期的に厳格に審査するとともに、事業者自らの効率化インセンティブを促し、
 - 併せて、新規電源接続のための送配電設備の増設や、調整力の変動などの外生的要因による費用増や費用減については機動的に収入上限に反映する仕組み

を基本とした託送料金制度を導入する。

- また、この託送料金制度は、
 - レジリエンスの向上による停電の減少や、復旧の迅速化
 - 再生可能エネルギーの導入拡大によるCO2の削減効果
 - 広域メリットオーダーの拡大や、ドローン・デジタル技術の活用によるコスト効率化など、日本全体の電力システムのより大きな便益につなげることを目的に、必要となる費用に照らして評価することを基本コンセプトとしている。

(参考) 日本の制度と欧州の制度の比較

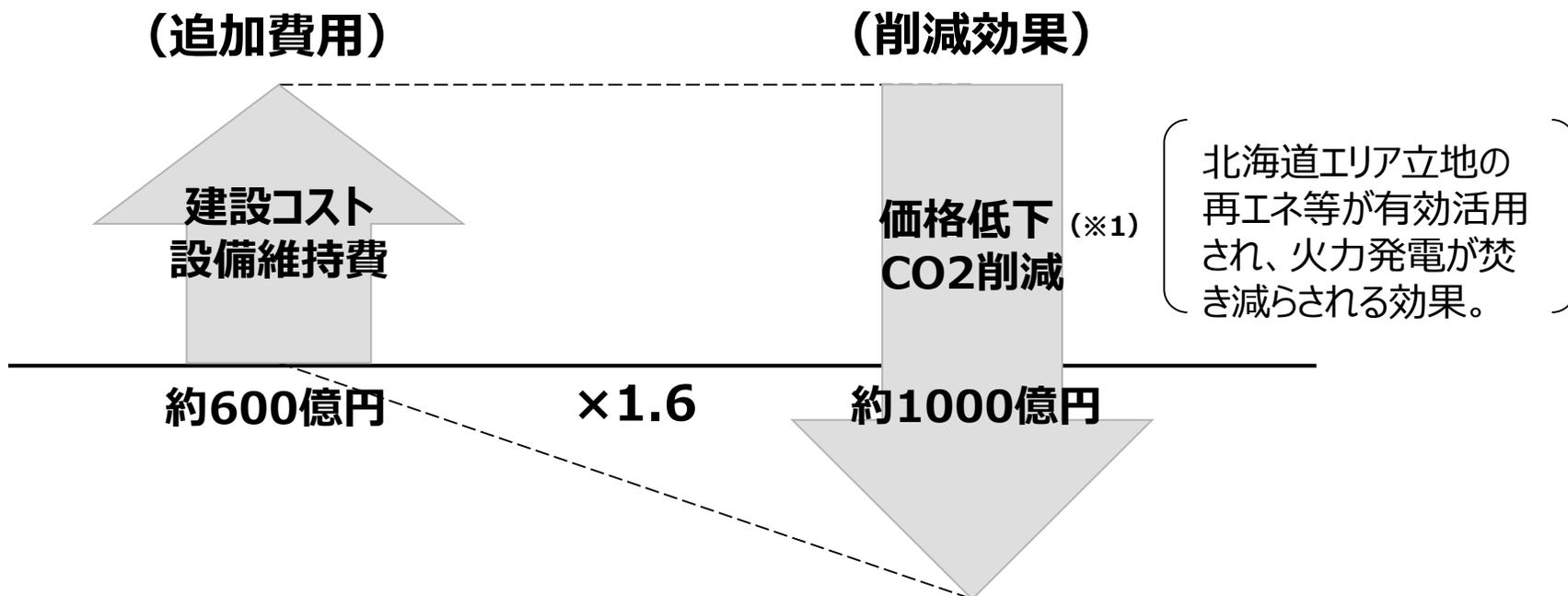
- 現行の託送料金制度は、認可された託送料金に対し、一般送配電事業者が効率化努力を行うこと等で超過利潤が一定の水準を超えた場合、経済産業大臣の変更命令により料金の引下げを求める仕組みであり、事業者の効率化のインセンティブが十分に働かない可能性がある。
- このため、新たな制度では、一般送配電事業者に、必要な送配電投資の着実な実施と、コスト効率化を促す観点から、欧州の制度も参考に、国が、一定期間ごとに、厳格に査定し、収入上限（レベニューキャップ）を承認する仕組みを検討。
- 承認した上限を超える収入を認めないことでコスト効率化を求める一方で、収入上限の範囲内で効率化した費用の一部を利益として留保することが可能となる。
- こうした仕組みとすることにより、事業者の自主的な創意工夫（仕様統一化やドローン・デジタルの活用）による効率化を促す。

<日本と欧州の託送料金制度>

| | 日本 | 欧州（英、独） |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本 スキーム | <p><u><総括原価方式 + 柔軟に値下げ可能な制度></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○料金値上げ：<u>認可制</u>（総括原価方式） ○料金値下げ：<u>届出制</u>（柔軟に値下げ可能） ※超過利潤が大きい場合等は料金変更命令 | <p><u><インセンティブ規制（レベニューキャップ）></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者提出データに基づき、規制当局が<u>一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）を決定</u> ○事業者は、この一定期間のキャップの下、効率的な事業運営を行うインセンティブ |
| 必要な 投資 確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○認可時に想定し得なかった<u>費用増などにより料金値上げを行おうとする場合、認可申請が必要</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○<u>事前に想定し得なかった費用増</u>（新規電源接続に係る設備新增設等）、<u>需要変動、調整力の変動分</u>などは、<u>機動的に収入上限に反映</u>する仕組み |
| コスト 効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ○認可申請時には、<u>事業全体について厳格審査</u> ○超過利潤が大きい場合等には料金変更命令 | <ul style="list-style-type: none"> ○<u>事業者自らの効率化インセンティブ</u>が働くスキーム ○規制当局が<u>定期的に収入上限を査定・決定</u> ○<u>複数の事業者のコスト効率化度合いの比較・評価</u> |

(参考) 北本連系線の増強に係る費用対効果分析

第3回 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会 資料2



上記効果と併せ、

① 本増強 (+30万kW) により、**+120万kWの再エネ導入可能量が増加**(※2)

② **1サイト脱落時、約30~60億円相当の停電緩和効果**が想定される。

⇒北本連系線 (60万kW⇒90万kW) と石狩湾LNG(57万kW)の運転開始等によってブラックアウト再発防止策が実施されているところ、**更に稀頻度で発生する大規模供給脱落事象の頻度は数値的に特定することが困難**なため、費用対効果の**試算上は数量的な効果として評価に含めていない**。

※1 シミュレーションによれば、総じて電気料金は下がるものの、特定の期間・需要家においては電気料金が上がる場合もありうる。

※2 同一の出力制御率 (8%) まで再エネ導入が進むと仮定した場合の再エネ導入拡大量。(電力広域機関試算) 別途、地内系統の増強等も必要となるケースがあるため、単純に本増強のみで導入が進むわけではない。

(2) 必要な投資確保の仕組み①

- 送配電事業者に対し、**設備更新計画**(※)の策定を求める仕組みや、国及び広域機関が策定する広域系統整備計画に基づく**設備増強計画**（供給計画）の届出を求める仕組みを検討。 (※) 全体のリスクを評価できる仕組み（アセットマネジメント）の導入など、その具体的な内容については今後詳細議論が必要。
- これらの計画は、送配電事業者によって確実に実施されることが必要。このため、託送料金審査において、これらの計画の提出を求め、送配電事業者が公開での議論のもと、**基本コンセプトやこれらの計画に照らして期間中に達成すべきアウトプットを設定し、これに必要な費用を収入上限に盛り込む**仕組みを検討。

<事業者は国等の計画に基づき供給計画を策定>

エネルギー基本計画（国が策定）
（エネルギーミックスなどを策定）

広域系統長期方針（広域機関が策定）
（広域連系系統の整備・更新の方向整理）

広域系統整備計画（広域機関が策定・国が関与）

事業者が供給計画を届出

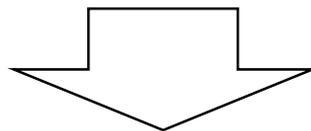
(参考) プッシュ型のネットワーク整備

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。

<送電網整備の考え方の転換>

これまで

増強要請に都度対応（プル型）
→結果として高コスト、非効率に



今後

増強要請の前に、ポテンシャルを見据えて
計画的に対応（プッシュ型）

- ①電力広域機関が広域系統整備計画を策定
- ②広域系統整備計画を国へ届出
- ③広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

(参考) 新たな託送料金制度のイメージ

期初

① 国が、審査方針（指針）を提示

- 国は、送配電事業者が収入上限を算定する際の指針として、日本全体の電力システムのより大きな便益と必要となる費用を考慮して、レジリエンス対応、再エネ大量導入、広域メルिटオーダー等の課題について一定期間に達成すべきアウトプットを設定する。
- 国の指針と広域機関の広域系統整備計画は、互いに整合的になるように策定する。

② 送配電事業者が、①の指針を踏まえて事業計画（※）を策定

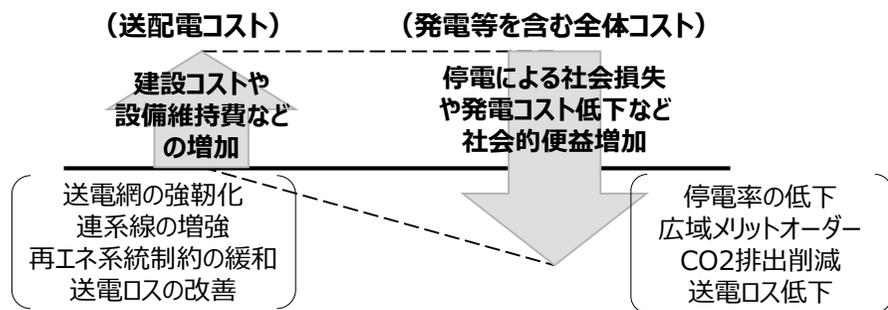
- （※） 設備増強計画、設備更新計画等

③ 必要な費用を見積もって一定期間の収入上限を設定（レベニューキャップ）

- 国は、広域機関の協力の下、アウトプットを達成するために必要な費用が盛り込まれているかを確認し 料金査定に反映
- 効率的な事業者等を参考にしつつ、単位当たりのコストを算定・比較
- 統計的に算出した生産性向上見込み率も使用

収入上限の期間内

<検討イメージ>



送配電事業者が計画に基づき設備増強、設備更新等を実施（必要な送配電投資を着実に実施）

送配電事業者が収入上限を超えないように託送料金を設定
事業者自らが仕様統一化やドローン、デジタル技術を活用（コスト効率化を推進）

注) 外生的な要因により収入上限設定時に当初想定していなかった費用増／減が生じた場合等には、その変動分のみ審査し、当期又は次期の収入上限に反映することができる仕組みを検討

(2) 必要な投資確保の仕組み②

- 収入上限（レベニューキャップ）の設定時から外生的要因により費用増/減が生じた場合等は、当該設定期間内の収入上限に反映する、又は次の設定期間の収入上限に反映する仕組みが必要。
- これらの費用としては、大規模な災害復旧や再エネ電源の新規接続急増のための系統増強、税制等の制度変更対応、調達すべき調整力の量・価格の増減、想定需要と実績需要との大幅な乖離調整等が考えられる。
- 外生的要因が生じた際、当該設定期間内の収入上限に反映するか、次の設定期間の収入上限に反映するかは、収入上限の設定期間の長さ、費用の増減額の規模などを考慮することとし、詳細は引き続き検討。

＜外生的な費用の収入上限への反映＞

① 当期の収入上限に反映

外生的要因の発生

- ・再エネ電源の新規接続急増のための系統増強
- ・気象条件により調達すべき調整力の量・価格の増加等

変動分のみを審査

- 期中の審査においては、変動分のみを審査の対象とする

② 次期の収入上限に反映

収入上限全体と併せて審査

- X年ごとに事業全体を審査する

収入上限全体を審査

- 事業全体を審査する

事業者は、基本コンセプトや計画に照らし、期間中（X年目まで）に達成すべきアウトプットを設定。これに必要な費用を収入上限に盛り込む。

1年目

2年目

X + 1年目

収入上限の設定期間（1期目）（X年間（※））

収入上限の設定期間（2期目）

（※）ドイツでは5年、イギリスでは8年（2021年度より5年に見直し）ごとに、収入上限全体を審査

(3) コスト効率化を促す仕組み①

- 欧州の制度を参考としたレベニューキャップ制度の導入により、コスト削減分を事業者の利益として認めることで、送配電事業者の自主的な効率化のインセンティブが高まり、例えば、
 - ① 送電線等の仕様の統一化による、スケールメリットを活かした一括発注での調達コストの削減や、
 - ② 変圧器の保全情報をセンサーなどのIoT機器で取得し、AIで解析し、機器の長寿命化などに繋げることによるメンテナンスコストの削減、
 - ③ 送電線の点検をドローンを活用して自動化、などの取組を促すことができると考えている。

(参考) 今後期待されるコスト効率化の取組

- 収入上限 (レベニューキャップ) 制度により、以下のような先進的な取組を促進。

仕様の統一化

- ・設備仕様を統一し、他電力と共同調達等を実施することによりコストを低減
 - ・災害時においても、電力会社間で設備の融通が容易に
- (例：地中ケーブル(6.6kV CVT)について、東京電力は他電力と共同調達を実施。また、メーカーとの原価改善にも着手)

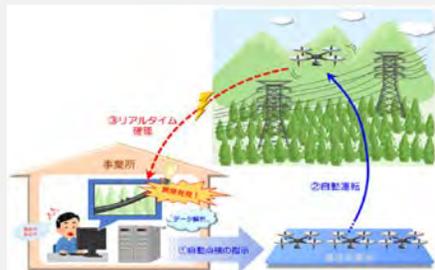
| 項目 | イメージ |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地中ケーブル (6.6kV CVT) |  |

送電設備の工事や点検の改善

- ・送電設備の工事に使う宙乗機に、電動アシスト機能を付ける等の改善により、従来の約50日の作業工程を約30日に短縮。



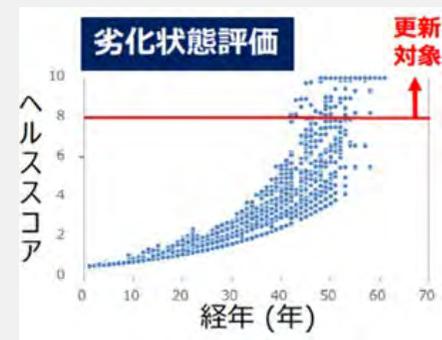
- ・点検にドローンを導入し、更なる効率化につなげる。



データ活用による効率化

- ・センサ情報に基づき、設備の異常兆候、劣化状態を評価
- ・設備保全の合理化・タイミングの最適化が可能に

(例：今まで故障確率が分からず10年で交換していた変圧器について、データを解析し、より長く使えることが分かれば、交換頻度を下げることで、コスト削減が可能。)



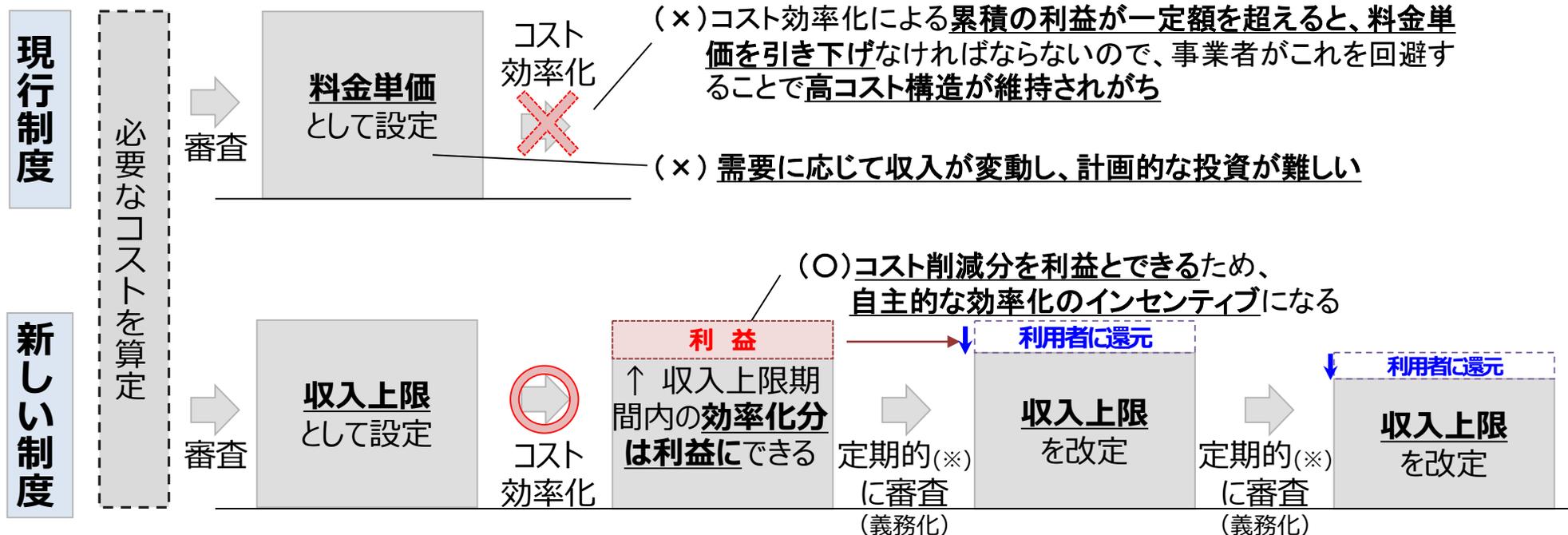
(3) コスト効率化を促す仕組み②

- また、定期洗替を導入したことに伴い、各一般送配電事業者のコスト比較が容易となる。このため、収入上限の査定に当たっては、海外の事例なども参考に、
 - ① 事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設営距離(km)、供給面積(km²)等に着眼した単位当たりコストに分けた上で、
 - ② 各事業者の単位当たりコストを比較（この際、需要密度などの事業実態なども反映）し、効率化が遅れている事業者の効率化を促すとともに、
 - ③ 将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定を行い、事業者のコスト効率化をしっかりと促していく。
- さらに、託送料金の信頼性を確保する観点から、これらの審査については、引き続き、公開での議論とする予定。

(4) 定期洗替の実施について

- 現行の制度は、一旦認可された料金は、変更命令を受けない限り原則維持される仕組みとなっている。
- レベニューキャップ制度では、事業者が効率化により得られた収益を、自らの利益として確保することが可能になるが、効率化分を適切に需要家に還元していくことが重要。そのため、国が、定期的に厳格な審査を行い、収入上限を見直すことで、適切に需要家に還元を行う仕組みとしている。
- なお、定期洗替の期間は今後検討していくこととしているが、ドイツでは5年、イギリスでは8年（2021年度より5年に見直し）ごとに洗替を行っている。

＜新制度による利用者還元の仕組み（イメージ）＞



(※) ドイツでは5年、イギリスでは8年（2021年度より5年に見直し）ごとに、収入上限全体を審査

(5) 託送料金と小売料金の関係

- 新電力からは、仮に外生的な要因により託送料金の変動する際に、小売経過措置料金が維持されることがあれば、公平な競争の観点から問題がある旨の意見が提起された。
- この点、託送料金が増加する場合に、大手電力会社の経過措置規制料金が維持される場合、新電力にとって、競争条件は厳しくなる。
- また、託送料金が減少する場合に、大手電力会社の経過措置規制料金が維持されることは合理的とはいえない。
- さらに、発送電分離後の小売事業者にとって、託送料金の変動は外生的な変動となる。
- このため、託送料金について合理的な査定と情報開示がなされることを前提に、託送料金の変動（上昇/減少）に併せ、小売経過措置料金についても、機動的に反映させるための仕組みが必要と考えられる。

(参考) 新電力意見

- 料金認可時に予見が難しい外生的な変動要因につきましては、機動的に託送料金へ反映させる仕組みの必要性が議論されております。仮にこの議論が実現いたしますと、新電力といたしましては、託送料金の増分を小売料金に転嫁するか、あるいは収益を削ってのみ込むかというような選択に迫られることとなります。もし旧一般電気事業者の経過措置料金が据え置かれたままであれば、新電力の経営に大きな悪影響を与えるということ懸念しております。

(略)

今回の託送料金制度改革とあわせて、例えば託送料金の変動分及び高度化法の対応費用の2つにつきまして、旧一般電気事業者の経過措置料金に自動的に反映するような措置制度も考えられるのではないか。

- レジリエンスの視点、また環境対策、こういった要は社会的便益の増大に資するものに関して、そういったものに関する費用というのは、やはり小売料金のほうに迅速に反映できる仕組みの構築が大事ではないかなというふうに思っておりまして、これも具体化に向けて検討を進めていただければありがたい

(参考) 改正電気事業法の関連条文

(託送供給等に係る収入の見通し)

- 第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条、次条及び第十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条、次条及び第十八条において「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定め、これを公表するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 4 一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、その承認に係る収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 5 経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通しが次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 一 変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するためのものであること。
 - ロ 他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。
 - 二 変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。
- 6 一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通しを公表しなければならない。

(参考) 改正電気事業法の関連条文

(収入の見通しに関する命令及び処分)

第十七条の三 経済産業大臣は、一般送配電事業者の託送供給等の業務における能率的かつ適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の承認を受けた収入の見通し（同条第四項の変更の承認又は次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。次条第三項及び第四項において同じ。）の変更の承認を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに承認の申請がないときは、その収入の見通しを変更することができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定により収入の見通しを変更したときは、速やかに、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額 の収入をその算定の基礎とするものであること。

二～六 (略)

(参考) 改正電気事業法の関連条文

平成26年改正法附則第18条 (みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

第十八条 (略)

2 (略)

3 みなし小売電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、電気事業法以外の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合 (特定小売供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。) として経済産業省令で定める場合又は電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款 (同条第五項の規定による変更の届出があったとき又は同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの) で設定した料金若しくは同法第十八条第二項ただし書の認可を受けた料金 (同法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの) 若しくは同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者に支払うべき当該配電事業者が同法第二十七条の十二の十一第一項の規定により経済産業大臣に届け出た託送供給等約款 (同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの) で設定した料金若しくは同条第二項ただし書の承認を受けた料金の額の増加に対応する場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた特定小売供給約款 (次項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧電気事業法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。) で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出に係る特定小売供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

6～8 (略)

レベニューキャップ制度の詳細制度設計に係る主な論点

- 今後、主に以下のような論点について詳細設計を行っていく必要があると考えられる。
- 今後の検討に当たり、下記の論点に加えて更に検討を行うべき論点や、検討に当たって留意すべき事項があるか。

【全体】

論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方
(電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁の関与を含む。)

論点②：各論検討に向けた基本的考え方 (規制期間の設定、アウトプットの設定など)

【各論】

事前準備時

論点③：レベニューキャップの審査方法 (指針)

- ・日本全体の電力システムの費用対便益を基本としたアウトプットの詳細設計
- ・必要な投資確保の考え方 (広域系統整備計画、設備更新計画 (アセットマネジメント) 等との関係を含む。)
- ・効率化促進の考え方
- ・レベニューキャップ審査要領 等

論点④：託送料金の算定・審査方法 (算定規則・審査要領)

- ・レベニューキャップに応じた託送料金算定方法、審査要領 等

第一次規制期間

論点⑤：レベニューキャップの変更 (変分承認) の考え方

論点⑥：託送料金の変更の考え方

論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方

第二次規制期間・・・

論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法

- ・前期の必要投資の成果の確認や効率化努力の利用者還元及び事業者インセンティブ確保

国

事業者

論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容

- ・レベニューキャップ及び託送料金申請時に提出すべきデータ、計画内容等 (次期規制期間に向けた前期の成果に係るデータ等を含む。)
- ・監視及びモニタリングに必要なデータ

各論点の詳細及び留意事項 (1 / 2)

| 論点 | 詳細及び留意事項 |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 論点①：申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方 | レベニューキャップ制度を円滑に開始するため、制度の開始時期や、制度開始に向けた電力・ガス取引監視等委員会における審議を含む詳細制度の検討スケジュール、承認・認可の透明性を高める観点から <u>消費者庁の関与等</u> について整理する必要がある。 |
| 論点②：各論検討に向けた基本的考え方 | 「必要な投資確保の仕組み」と「コスト効率化を促す仕組み」を両立した託送料金制度改革を実行する上で、レベニューキャップ制度の詳細設計の骨格（ <u>アウトプットの設定</u> 、 <u>規制期間の設定</u> など）について検討することが必要。 |
| 論点③：レベニューキャップの審査方法（指針） | レベニューキャップの審査のための、 <u>指針</u> （審査要領含む）（告示）や <u>算定規則</u> （省令）を定める必要がある。これらは、託送料金制度改革の目的である、「日本全体の電力システムのより大きな便益につなげることを目的に、必要となる費用に照らして評価することを基本コンセプト」とし、これらの目的の達成等に資するものであるか留意して検討することが必要。 |
| 論点④：託送料金の算定・審査方法（算定規則・審査要領） | <u>託送料金の算定・審査方法</u> （算定規則（省令）や審査要領（訓令））について、レベニューキャップを前提とした算定・審査方法に改めることが必要。 |
| 論点⑤：レベニューキャップの変更（変分承認）の考え方 | レベニューキャップの規制期間中における <u>変更対象となる費用等</u> について、本小委員会中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、引き続き詳細検討が必要。 「大規模な災害復旧や再生可能エネルギー電源の新規接続急増のための系統増強、 <u>税制等の制度変更対応</u> 、 <u>調達すべき調整力の量・価格の増減</u> 、 <u>想定需要と実績需要との大幅な乖離調整等</u> が考えられる（略）。また、当該設定期間内の収入上限に反映するか、次の設定期間の収入上限に反映するか、という点についても、収入上限の設定期間の長さ、費用の増減額の規模などを考慮することとし、詳細検討を進めるべきである。」 |
| 論点⑥：託送料金の変更の考え方 | レベニューキャップの変分承認に伴い <u>託送料金を変更する場合等</u> に、託送料金の変更が考えられるところ、その際の反映の考え方や、申請フロー等についての整理が必要。 |

各論点の詳細及び留意事項 (2 / 2)

| 論点 | 詳細及び留意事項 |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 論点⑦：期中の監視及びモニタリングの在り方 | <p>現行の託送料金制度下においては、<u>超過利潤累積管理の考えのもと、毎年、公開の場において、超過利潤や、その累積額（託送原価と実績原価の乖離の状況）、効率化の実施状況を確認している。</u>レベニューキャップ制度では、事業者の効率化努力により利益が生じた場合、「<u>欧州の例に倣い、収入上限の範囲内で、一般送配電事業者が一定の利益を確保することを可能とする仕組み</u>」としていることから、このような点を踏まえ、<u>期中の監視及びモニタリングの在り方を見直す</u>べきではないか。</p> |
| 論点⑧：前期の成果の利用者還元・次期レベニューキャップへの反映方法 | <p>第一次規制期間において設定したアウトプットの評価や、設備増強計画や設備更新計画等を確実に実施する観点から、<u>第一次規制期間から次期規制期間に繰り越された計画等の取扱いや、第一次規制期間の最終年度の取扱い（次期規制期間にむけた審査に盛り込むことが困難な内容のレベニューキャップ等への反映）</u>の考え方や、申請フロー等についての整理が必要ではないか。</p> <p>また、事業者の効率化分についての利用者還元及び事業者インセンティブ確保（<u>消費者へのプロフィットシェア</u>）の考え方の整理が必要ではないか。</p> |
| 論点⑨：各時点における事業者の申請・報告内容 | <p>レベニューキャップの審査に当たっては、<u>設備更新計画と設備増強計画の提出を</u>求めることとしており、本小委の中間取りまとめでは、以下の整理が行われているところ、これらの実現に当たって、<u>事業者から、各時点で申請・報告を</u>求める内容の整理が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>送配電設備について長期的視野に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）及びそれに基づく計画的な設備更新を</u>求めることが必要」 ・「<u>設備増強計画や設備更新計画等に</u>必要な投資を盛り込むとともに、それをコスト効率化と両立させながら確実に実施することが必要」 ・「<u>一層のコスト効率化を</u>促していく審査の仕組みについては、<u>事業者の効率的な取組、海外の事例</u>なども参考に、①事業費用を、供給地点数、送電線・配電線の設営距離(km)、供給面積(km²)等に着目した単位当たりコストを算定し、②需要密度などの事業実態なども考慮しつつ、各事業者の単位当たりコストを比較し、<u>効率化が遅れている事業者の効率化を</u>促すとともに、③将来的な効率化については、<u>統計的に算出した生産性向上見込み率を用いた査定</u>を行うことを基本として、<u>一般送配電事業者自らによる効率性向上の取組を</u>促す仕組みを検討していくべき」 |

今後の進め方

- レベニューキャップ制度の詳細については、専門的な料金審査に係る内容も多く含まれてくることから、以下のとおり、電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ、詳細検討を行っていくこととしてはどうか。
- その上で、今後、電力・ガス取引監視等委員会における議論の状況は、本小委員会の場でも御報告いただきつつ、本小委員会で議論すべき論点が出てきた場合には、その都度、御議論いただくこととしてはどうか。

【構築小委】

- ・制度の基本設計に係る事項
- ・電線地中化、災害対応、広域系統整備計画、デジタル化など、必要な投資確保に係る事項
(必要に応じて各論についても議論)

【電力・ガス取引監視等委員会】

- ・レベニューキャップ及び託送料金の運用・審査及び投資確保等に係る事項